

アスリート委員会規程

(目的)

第1条 アスリート委員会は、デフ水泳競技に関連するあらゆる事案について、一般社団法人日本ろう者水泳協会（以下「当協会」という。）に登録しているアスリートの意見を取りまとめ、当協会の理事会に共有するとともに、リーダーシップとアスリート同士の協調性を含むアスリートの育成並びにデフ水泳競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本協会定款第47条の規定に基づいて設置されたアスリート委員会に関することを定める。

(協議内容)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) アンチ・ドーピング教育や啓発に関すること
- (2) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (3) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (4) デフリンピック・ムーブメントを初め、デフスポーツに関わる教育に関すること
- (5) デフ水泳競技の普及、特に子供やジュニア層への普及に関すること
- (6) 国際交流、社会貢献に関すること
- (7) 選手のセカンドキャリア（現役引退後の選手の生活設計）に関すること
- (8) 日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）アスリート委員会と（一財）全日本ろうあ連盟スポーツ委員会（以下「ろうあ連盟」という。）の協力・連携に関すること
- (9) 強化事業に関する事項
 - ① アスリート委員長がアスリート委員に任命
 - ② JPC強化事業の年間事業報告、年間事業計画、強化方針の伝達等

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	1名
副委員長	2名
アスリート委員	4名以内（現役アスリート男女各1名以上）
強化委員	若干名

2 委員長は理事や強化スタッフ、副委員長はチームの男女キャプテンとし、本協会の理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 アスリート委員は、本協会理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

4 強化委員は、強化責任者が元アスリート、外部有識者の中から選任、本協会理事会の承認を得て理事長が委嘱し、強化スタッフとしてJPC強化事業に関わる業務を遂行する。

(委員の資格)

第5条 現役アスリートは、年齢が18才以上で、かつ、当協会の登録競技者のうち、デフリンピック、世界選手権大会、アジア太平洋競技大会に過去4年以内に出場した選手とする。

2 委員会のアスリート委員、強化委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(任期)

第6条 委員長、副委員長並びに委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(開催)

第7条 委員会は、定時委員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時委員会を開催する。

- 2 委員長がこれを招集する。
- 3 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。
- 4 理事長、及び理事は、委員会に出席して意見を述べるることができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第9条 委員会の決議は、委員の過半数（委任状による出席を含む。）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(規格外事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事長と強化委員で決定する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は2020年10月11日制定、2021年3月14日より施行する。